

(その5)単体用

建設工事請負仮契約書

収入
印紙

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 下記意思表示を通知した日の翌日
至 年 月 日

4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
〔()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。〕

5 契約保証金 円

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

7 その他

(1) この仮契約は竹田市議会の議決を経て、竹田市長が竹田市公共工事請負契約約款第4条第1項に規定された保証が付されたことを確認した後、契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力を生ずるものとする。

(2) この仮契約締結後、(1)に規定する意思表示をするまでの間に、受注者が次のイ又はロのいずれかに該当した場合、発注者は仮契約の解除を行うものとする。

この場合、発注者は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

イ 竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止措置要領(平成17年竹田市告示第100号)に基づく指名停止措置を受けたとき。

ロ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、竹田市契約事務規則及び竹田市公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

発 注 者 印

受 注 者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印